

(7月5日付疾病管理庁報道資料(仮訳))

## 6月接種対象者中、未接種者への接種を実施

～(7月5日、コロナ19予防接種対応推進団)～

～(前略)～

### 8. コロナ19 国内予防接種完了者管理指針の改正

中央防疫対策本部は、国内の予防接種完了者に対する自己隔離調整案を施行中(5月5日～)であり、これまでの予防接種の進行による防疫対策の調整事項と予防接種効果等を反映した改正指針を作成し、本日(7月5日)から施行する。

○主な改正事項としては、予防接種完了者が確定者と密接接触した場合、一定の条件(※)を満たすと自己隔離を免除して能動監視対象者(※※)として管理してきたものを、手動監視対象(※※)に調整し、

- 従来、計3回(※※※)実施していた診断検査を1回(接触後6～7日)に調整する

※無症状、接触した感染確定者が海外入国確定者でないこと等

※※能動監視：保健所で1日1回有線監視、

手動監視：本人が健康状態をモニタリング・症状の発生時、保健所に連絡

※※※接触者の分類直後、接触後6～7日、12～13日

○韓国国内で予防接種を完了して2週間経過した後、韓国を出国し再度韓国に  
入国した場合でも、一定条件(※)を満たせば、同様に手動監視対象者として管理し、

- これまで4回(※※)実施していた診断検査を2回(韓国入国72時間前、韓国入国後6～7日)に調整する。

※無症状であり、ベータ型・ガンマ型・デルタ型変異等の流行国から入国した場合ではないこと

※※韓国入国72時間前、韓国入国後1日、6～7日、12～13日

○予防接種完了者は監視期間中にPCR検査(※)を受けなければならない、これに従わない場合は自家隔離に切り替えることになる。また、当該期間中は、「手動監視生活ルール」(※※)を徹底的に遵守しなければならない。

※密接接触者：接触後6～7日、海外入国者：入国後6～7日

※※14日間本人の健康状態をモニタリング、少しでも症状がある場合は検査を受ける、マスク着用、外出自制、不特定多数が利用する施設の訪問自制等

□一方、同指針の適用対象である「国内予防接種完了者」は、ワクチン別の推奨接種回数をすべて完了し、韓国国内で発給された予防接種証明書で接種歴が確認（※）される者に拡大したと明らかにした。

※韓国国内1回、韓国国外1回で予防接種を完了した者等を含む

○ただし、海外で予防接種を完了した人については、今後、海外当局が発行した証明書の真偽確認・検証方法が設けられ、国家間協約や相互主義原則が適用された国から順次、調整案を適用する計画である。

～（後略）～

（了）

<出典元URL>

[http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=3&brdGubun=31&dataGubun=&ncvContSeq=5637&contSeq=5637&board\\_id=312&gubun=BDJ#](http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=3&brdGubun=31&dataGubun=&ncvContSeq=5637&contSeq=5637&board_id=312&gubun=BDJ#)